

ジェネリック医薬品 後発医薬品を活用してみましよう

ジェネリック医薬品とは、新薬（最初に作られた薬）の特許終了後に、有効成分、用法・用量、効能及び効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬よりも値段の安い薬です。

少子高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増加が、国や各自自治体の財政の大きな負担となつていきます。医療費の節減につながる安価なジェネリック医薬品が注目されています。『ジェネリック医薬品希望カード』を被保険者証に同封いたします。病院や薬局の窓口で提示すると、ジェネリック医薬品にしてもらえます。ぜひ活用しましょう。

私たちの健康と安心を支える国民皆保険制度を支えるためにジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。特に複数の薬を処方されていると、変更できない場合が有ります。

特定健康診査を受診しましょう

国民健康保険の被保険者を対象に、毎年、特定健診を実施しています。平成24年度も実施を予定していますので、ぜひ受診してください。年に一度は健康をチェックしましょう。

人間ドック受診の助成について

人間ドック受診にかかる助成を平成24年度も予定しています。詳細は、広報ごか4月号に掲載の予定です。医療機関の予約を考えている方は、詳細を確認してからお願いします。

人間ドックの助成を受けた方は、同一年度内の特定健康診査は受診することはできません。

お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)



春の全国火災予防運動

『消したはず 決めつけないで もう一度』(全国統一標語)

3月1日(木)から7日(水)まで

3月1日(木)から7日(水)まで春の火災予防運動が全国一斉に実施されます。

火災予防運動は、住民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

みなさんの家庭や地域、職場を火災から守るよう十分に気をつけましょう。

《出火原因は ちよつとした不注意》

一般家庭で起こる火災の出火原因を見ると、たばこやたき火、コンロやストーブの消し忘れなど日常生活での、ちよつとした不注意が多いようです。

また、この時期は特に空気が乾燥し、火災が起こりやすくなる季節でもあります。

就寝前やお出かけ前には、もう一度火のものを確認しましょう。



《消防団からのお願い》

○春の火災予防運動期間中、当町消防団員が夕方と夜間、管轄する行政区を巡回します。消防団活動にご理解ご協力をお願いします。

○火災発生時には、危険防止及び迅速な活動を実施するため、現場周辺への立ち入りや消防水利周辺への駐車などはご遠慮ください。



万が一の交通事故に備えて 『県民交通災害共済に 加入しませんか!』

交通事故は、注意していても巻き込まれてしまう場合があります。万が一に備えて県民交通災害共済に加入していれば、死亡の場合100万円、一定条件が揃えば障害見舞金として2万円から30万円が支払われます。

○共済会費(1年間)
・大人 900円
・中学生以下 500円
(4月1日現在で中学生以下の方)
○お申し込み受付
3月1日(木)から役場総務課で随時受け付けます。

※行政組合加入者は2月から組合を通し受け付け中です。

○共済期間
平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)まで
※途中加入の場合は、お申し込みの翌日から平成25年3月31日まで

○対象となる事故
対象となる事故は、道路を運行中の自動車・バイク・自転車等の接触・衝突・転落等が対象となり、自損事故も含まれます。

○お問い合わせ
総務課 行政・防災G
☎(84)1111 (内線228)

○お問い合わせ
総務課 行政・防災G
☎(84)1111 (内線228)